

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 領収証がなくても医療費控除は受けられるか

Q：歯の治療に20万円支払いましたが、領収証を出してくれませんでした。領収証がないと医療費控除は受けられないのでしょうか。

A：確定申告シーズン真っ盛りとなってきました。確定申告では医療費控除を受けるための申告も少なくありません。

医療費控除を受ける手続きは、所得税の確定申告書あるいは還付申告書の必要箇所に記入をし、支払った医療費を証明するための領収証を添付することになっています。

支出した医療費の種類が多いときは、「医療費控除の内訳書」に記入し、それに領収書を貼り付けることとなります。

しかし、ご質問のように領収証を請求してもくれないという場合、または領収証を紛失してしまった場合に、医療費控除が受けられないのでは不公平になってしまいます。

そこで、このような場合は、条件つきで医療費控除の対象になります。

その歯科医の住所、氏名および支払金額と支払年月日の明細を明らかにすることができる資料を示し、その支払いについて具体的な説明をし、税務署の納得を得るという条件です。

申告書、医療費控除の内訳書と共に、診察券、家計簿、薬袋などを持参して税務署に確認してもらってから提出という運びになるでしょう。

